

規程 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新規定	旧規定	備考
第 7 条（注文及び注文の有効期限）	2. 前項にもかかわらず、災害その他の事由に基づき客観的にお客様が本システムを使用できない状況が発生し、かつ弊社が必要と認めた場合には、お客様は、電話、FAX、電子メールなどのうち別途弊社が指定する方法により、売買の注文を行うことができるものとします。	（新規追加）	
第 15 条（取引報告書等について）	弊社は、原則として取引画面（携帯端末は除きます。）において閲覧可能な PDF 等、電磁的方法による交付サービスにより、 <u>お客様の取引成立の都度</u> 、取引明細、保有ポジション（建玉）明細、残高明細等を記載した取引報告書等を発行させていただきます。	弊社は、原則として取引画面（携帯端末は除きます。）において閲覧可能な PDF 等、電磁的方法による交付サービスにより、お客様の取引明細、保有ポジション（建玉）明細、残高明細等を記録した取引報告書等を発行させていただきます。	